

令和2年第2回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第2日目)

令和2年 6月10日(水曜日)

午前9時30分開議

第27 一般質問

第18 議案第32号 令和2年度訓子府町一般会計補正予算(第3号)について

第19 議案第33号 令和2年度訓子府町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

第20 議案第34号 令和2年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

第21 議案第35号 訓子府町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第22 議案第36号 町税条例の一部を改正する条例の制定について

第23 議案第37号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

第24 議案第38号 訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

第25 議案第39号 橋梁長寿命化穂波橋修繕工事請負契約の締結について

第26 議案第40号 農業集落排水施設機器更新工事請負契約の締結について

追加日程

意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書

意見書案第2号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める要望意見書

○出席議員（10名）

1番	須河	徹	君	2番	泉	愉	美	君		
3番	工藤	弘	喜	君	4番	谷口	武	彦	君	
5番	河端	芳	恵	君	6番	西森	信	夫	君	
7番	山田	日出	夫	君	8番	余湖	龍	三	君	
9番	仁木	義	人	君	10番	西山	由	美	子	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	菊池	一	春	君
副町	長	森谷	清	和	君
総務課	長	伊田		彰	君
企画財政課	長	篠田	康	行	君
町民課	長	元谷	隆	人	君
福祉保健課	長	谷方	幸	子	君
福祉保健課業務監		今田	朝	幸	君
農林商工課	長	大里	孝	生	君
建設課長・上下水道課長		渡辺	克	人	君
元気なまちづくり推進室長		坂井	毅	史	君
会計管理者		八鍬	光	邦	君
教育委員会教育長		林	秀	貴	君
管理課	長	高橋		治	君
子ども未来課	長	山本	正	徳	君
社会教育課長・図書館長		山田	洋	通	君
農業委員会事務局長		原口	周	司	君
農業委員会会長		坂本		稔	君
監査委員		平塚	晴	康	君
選挙管理委員会委員長		森下	直	治	君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山内	啓	伸	君
議会事務局係長	吉村	章	子	君

◎開議の宣告

○議長（須河 徹君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりです。

◎一般質問

○議長（須河 徹君） 日程第27、昨日に引き続き、一般質問を継続いたします。

7番、山田日出夫君の発言を許します。

山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 7番、山田日出夫です。通告書に沿って一般質問を行います。

冒頭、新型コロナでお亡くなりなられた皆さまにお悔やみを申し上げ、闘病されている方々の一日も早い回復をお祈りいたします。

また、この間、奮闘されている医療従事者等に敬意を表します。

また、コロナ対策に一生懸命従事されている町職員、教職員、関係の皆さん、大変お疲れさまでございます。引き続き、町民、子どもたちのためによりしくお願いいたします。

小中学校の休校による影響と今後の対応について。

未曾有の新型コロナ禍により、全国および道内の社会・経済活動や日常生活に至るまで大きな影響が出ており、我が町でも例外ではありません。

緊急事態宣言が解消されたとはいえ、感染が終息した訳ではなく、引き続き警戒を緩めることなく対策を講じる必要があると考えます。

この間、経済など大人社会への影響と対策が検討されることが多い中で、広い道内で画一的な休校措置が行われ、非力な子どもたちの日常生活や学校教育における心身の発達への悪影響が心配され、学校を再開後は最善の対応が求められております。

小中学校の教育に絞って、現在の課題と対策をお伺いいたします。

1、引き続き新型コロナ感染を防ぐため、学校での3密を避ける対策について。

2、授業や行事が2か月間も欠落した現状をリカバリーする対策について。

3、部活動・クラブ活動内容の見直しについて。

4、子どもたちへの「心のケア」の必要性とその対策について。

お願いします。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「小中学校の休校による影響と今後の対応について」4点のお尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

1点目の「引き続き新型コロナ感染を防ぐために、学校での3密を避ける対策について」のお尋ねがございました。

新型コロナウイルスの集団感染が生じた場の共通点を踏まえ、換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場所という三つの条件が同時に重なる、いわゆる「3密」になると感染リスクが高まるとされています。

学校においては、地域の感染レベルに応じた「学校の新しい生活様式」を踏まえた行動基準に基づき、三つの条件が重ならないように、できる限り「ゼロ密」となるよう、教室のこまめな換気、身体的距離の確保、マスクの着用、対面となる班学習や班給食を行わない、手洗いやうがいの励行、学習内容や学習方法の工夫を行い、感染予防対策を徹底しながら学校教育活動を継続していこうと考えております。

2点目に「授業や行事が2か月間も欠落した現状をリカバリーする対策について」のお尋ねがございました。

4月以降の新学期については、4月6日の小中学校の入学式は出席者を限定し時間短縮をしながら実施し、以降、通常授業を実施していましたが、国の緊急事態宣言により4月20日から最終的には5月31日まで、約2か月間臨時休校となったところです。

この間、子どもたちへは学習時間を決めて家庭学習に取り組むよう計画表を配付し、教科書を活用しての予習・復習、家庭学習プリントの配付などを行い、学習の遅れに少しでも対応できるようにしたところです。また、4月末から5月までの期間で週1回から2回の分散登校を実施し、午前授業を行い、スクールバスの運行、給食の提供、家庭学習プリントを配付し子どもたちの学習状況などの確認を行い、学校再開のための準備を進めてまいりました。

6月1日から学校が再開され、約2か月間の臨時休校による学習の遅れに対する教育課程の見直しを行い、授業時数の不足分については、現時点では時間割や授業の進め方を工夫し、長期休業期間である夏季休業日で10日程度、冬季休業日で5日程度の登校日を設定することで検討しているところです。

臨時休校に伴う学校行事につきましては、夏季休業前に予定していた行事は延長、または中止とし、ほとんどの学校行事は夏季休業以降に精選したり縮小したりするなどして実施する予定としています。

運動会、学芸会、修学旅行、宿泊学習などの学校行事につきましては、子どもたちが楽しみにしているもので、それぞれの行事の意義や必要性、他の教科等における関連性、教育的意義の大きさを考えながら、精選したり縮小したりするなどの工夫をしてみたいと考えております。

3点目の「部活動・クラブ活動内容の見直しについて」のお尋ねがございました。

子どもたちは、長期にわたる臨時休校で、家庭での生活が中心となり、運動不足による子どもたちの体力の低下やけがの発生が懸念されることから、学校再開後の中学校の部活動や小学校のスクールバンド活動については、子どもたち一人一人の心身の状態を確認しけがなどには十分注意し、感染拡大防止対策を講じながら各競技団体等の活動指針を参考に、計画的に無理せず緩やかに通常の部活動に戻すよう工夫してまいります。

なお、中体連や吹奏楽コンクールにつきましては、地区・全道・全国大会の中止が既に決定しており、大会を目標に頑張ってきた子どもたち、支えてこられた指導者や保護者の皆さんにとっては大変残念なことではありますが、これまでの努力が無になっただけではなく、活動で培った困難を乗り越える力や達成感、何よりも仲間との絆、そして今回の出来事は、これからの人生で必ず生かすことができると伝え励ましていければと考えております。また、何らかの形で練習の成果が発揮できるような場を模索していきたいと考えております。

4点目の「子どもたちの『心のケア』の必要性とその対策について」のお尋ねがございました。

臨時休校と外出自粛が長引き、子どもたちにとっては日常と違う時間が長く続いている中、限られた生活空間でストレスがたまり、新型コロナウイルス感染への不安や恐れなどを感じている子どもたちがいるとも考えられます。

こうした中、学校再開後において、担任が一人一人の子どもたちの反応や行動の変化を観察し、不安やストレスを抱える子どもたちに十分に注意をしながら、きめ細やかな対応や保護者との連携を図りながら心のケアに努めていきたいと考えております。さらに、教育専門員による教育相談や、必要に応じてスクールカウンセラーの派遣を依頼しながら、関係機関と連携を図りながら子どもたちの心に寄り添った対応に努めてまいります。

以上、お尋ねのありました4点について、お答えさせていただきましたので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） ありがとうございます。それじゃあ再質問をさせていただきたいと思います。

この間、社会経済活動を完全に止める訳にもいかず、大人社会では一定のルールのもとで活動を継続する一方、道央圏と地方の感染状況のギャップが生じ、リスクが比較的すくない我が地方においても、児童生徒の成長の場であり、生きがいである学校が結果としては画一的に長期間の休校になりました。昨日町長は知事の一方的な対応に触れ、自治体の主体性を強調される発言がございましたが、私はまったくそれに賛同するものではありませんが、我が町で自主的、独自の対応は発揮されたのでしょうか。休校に関してですね。結果的には我が町も知事や道教委に右ならえの対応になったのではないのでしょうか。この学校休校について、非常に2か月間という期間は、教育史上、未曾有のことというか、子どもに対する影響も大きかったもので、ちょっと看過できないということから、町教育委員会議で独自の対応策を検討した経過があったか。また結果として画一的休校に足並みを揃えた理由を端的にお願いします。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今、臨時休校に関わる画一的な休校のお話をいただいたところですけど、まず、2月の26日に北海道知事の方から全道一斉の臨時休校、まずは3日間の話でございました。その前段に北海道の特に北見市の方でクラスターが発生しているという状況もあったということもあって、この時点では、新型コロナウイルスの実態やその特性、それに耐える対応というのがなかなかこう今その時点では対応が図られなかったというのが問題なことで、その中で北海道としては、そういう状況もあるから、そういう臨時休校の措置をとったのではないかというふうに私自身は感じていますし、そうすべきだったと思っております。そのような中で、その後、全国的や世界的な拡大を受けながら、その辺のところを休校の延長をされたり、正直申し上げますと、学校現場、教育現場としても、その対応に翻弄されたというのが私自身の実感でございます。そうはいつでも、いろんな子どもたちの、そういう活動を守るという立場から申し上げまして、そういった意味で教育委員をはじめ、学校関係者、学校とも協議しながら、どのような形で臨時休校を受けながら子どもたちの学習活動を守っていくかということは日々協議しながら行って

きたところですが、やっぱり集団活動である学校活動を停止することが感染拡大の防止に役立つという観点から私たちとしても集団的な活動である学校を臨時休校にさせていただいたというところがございます。まずは人と人の接触を避けながら、人の移動を制限してコロナウイルス感染が一番の防止に役立つという観点から、そういう形で私たち教育委員会としても活動をそういうふうにさせていただいたとところでございます。

○議長（須河 徹君） 山田議員。

○7番（山田日出夫君） 今、答弁あったことは、一般論でまったく理解はしますが、大人は仕事等を通じて活動している訳ですよ、そして心身がまだ未熟な非力な子どもたちが感染防止のために長期間休む。私は答弁聞いてもまだちょっと納得いかないのは、途中からのことです。冒頭はそのとおりだと。途中からこの地方がクラスターも収まり、まあまあおおむね終息、終息という言葉使いませんが、レベルが下がってきた中で子どもだけ手当をしながらといつつ、休んだことには、いつまでたっても僕はちょっと納得できないものはあるかと思えます。結果として、そのようなことになったと。この間の対応が子どもたちや父母にとって最善の選択だったのか。コロナが落ち着いたらぜひ教育委員会で検証していただきたいと思えます。

さて、知事や道教委の方針は簡単に言えば3密を避ける。うちの町もそうだと思います。我々もそれに協力をしなければならない。そういう中の休校措置でございますけども、3次、4次の流行が起きても不思議でないと言われていると専門家は警鐘を鳴らし続けております。学校の再開以来、先ほど答弁ありましたように、種々の対応をされているということですが、子どもたちにちょっと聞くと、休む前とそんなに変わってないよという、子どもたちの印象です。率直な印象ですよ。いろいろされているんでしょうけども、そんな言葉も返ってくるのも事実なんです。それで昨日も話題になっていましたけど、扇風機とかエアコンの話がありました。要は3密ですから、細かい話になっちゃいますけども、学校が嫌う騒音ということもありますけども、網戸開けてんでしょうかね今、開けて扇風機を使わないと、出入り口だけ開けて扇風機では、学校という箱全体が箱ですから、3密対策の完璧なものになるのかどうか、ちょっと気になります。そこで、新しい風を取り込む網戸、そして扇風機、やっぱりどこかに空気が入り口があって流動するようにした方がいいんじゃないかなということがあったり、また医務室へのエアコンの検討の話がありました。でも医務室っていうのは、部屋のキャパシティー小さいですから、何かあっても、これからの暑い盛り何かあっても収容人数知れてますから、それだったら空き教室一つをクールダウン室か何かわかりませんが、そのようなことにして、同じエアコンつけるんでも効果の上がるようなことを考えるとか思います。

それで、また、ソーシャルディスタンスというのが学校に適用されるのかどうか、ちょっとありますけど、2mもしくは3mと言われてる。これは今、教室内で確保されているんでしょうか。前後左右2mですよ、かなりのものですよ、前後左右2m、左右だけ空いても後ろ詰まったら駄目な訳で、理屈ですけど、本当かなって思ってるんですけども、この卑近な話題に急になりましたけども、網戸、エアコン室、ソーシャルディスタンスは今現状どうなっていますか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 換気の問題でいう部分でいって、網戸開けながら換気をするっ

ていうところになると思いますので、一方、片側の開けただけでは空気が動きませんので、現状としては、たぶん教室の窓と廊下側の窓を開けながら、空気の流れを生んでいるということが、そういうところでやっているんだと思います。

また、エアコンにつきましては、昨日、河端議員の質問にもお答えしたように、熱中症対策としての、子どもたちが健康的に問題あった時のことも含めて保健室の話もさせていただいたところでございますけど、今、山田議員おっしゃるように、そういうことも含めた意見を取り入れながら、どうあるべきかということは検討させていただきたいというふうに思っております。

また、ソーシャルディスタンスにつきましては、文科省や道教委の方から新しい生活様式というものが出されて、感染区域に応じた、そのソーシャルディスタンスなり、学校活動のことを指針が出されたところで、北海道全体では今、レベル1、2、3って分けられて、北海道全体ではレベル1っていうことで、その距離については、1m以内ということ指針が出ていることですので、そういった意味では前後左右1mとりながら、今、学習を行っているようなところでございます。

○議長（須河 徹君） 山田議員。

○7番（山田日出夫君） わかりました。ぜひ、これはたまたま三つぐらいしか出せませんから、時間がないから、こう質問はなってますけども、全体的にさらに日々の検討、対応をお願いしたいと思います。

授業の欠落の話なんですけども、教育長、昨日、数字で言えば25日ぐらいの授業日だということで、10日と5日の長期休業を短縮して、そのぐらいにして対応したいということでもあります。それで大体授業はカバーはできると思うんですけども、この方針というか指針というか、まだ今の段階、教育委員会の段階なのかわかりませんが、これは決まったのか、決まったとしたら、すぐ父母に周知して、もう日常生活と連動していますから、または周知、協力要請、必要だと思うんですけど、この辺はどうなっているでしょうか。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） ただいま、夏休み中、冬休み中の授業の日数どうするかというご質問だったかと思います。まだ決定ではございません。これから、今現段階で授業時数等の計算を各学校の方で計算をさせていただいて、来週行われます校長会議の中で最終的に方針を決めたいなと思っておりますが、父母への周知につきましては、学校だより等で夏休み中の短縮については現在検討中だけど、やるような方向で考えているので、6月中旬ぐらいに決定はしていくと、するということでの周知をしております。

○議長（須河 徹君） 山田議員。

○7番（山田日出夫君） 我々も含めて、全員が、国民全員がそうだと思うんだけど、もうはじめての経験をしている中で暗中模索の面もあると思うんですけども、なんだかんだやりながら、ここまで、今日までできました。これからの日々というのは、これから対応でもなんでもやる気になればできることなので、ぜひとも、今、課長言われたように説明、協力要請も含め、少しでも理解が上がった中で、みんなでやっていくということになるように、教育委員会の方でも、大変でしょうけども、ご配慮いただきたいと思います。夏休み、冬休み、10日、5日の話、計画だと。まだ予定段階だという話ですけども、非常に

教職員にも負荷がこの間ずっとかかっていると思いますし、子どもたちはもちろん心身に負荷がかかっている。その中で、私も確信はないんだけど、その休み方は連続がいいのか、ちょっと隔日がいいのかって思ったりなんかもしているんですよね、暑くなりマスクもする。体力的なこと、いろんなことから言って、その連続するか隔日にするかとかっていう検討は、まだっていうか、可能性はありますか。何か話した方がいいような、ちょっと直観めいたものあるんですけど、どうですか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今、夏休みに絞ってのお話をさせていただきますけど、今、3校とも、今年は7月23日から8月17日までの期間が夏休み期間なんですけど、前段、23、24、25、26が4連休に入るんですよね、東京オリンピックの関係での祝日があるからそのまんま今年も継続される。それで今現在なんですけど、連続して7月23日から8月7日までの間の、その間、土日、祝日もありますので、それを抜いたら10日間になるってことで、今のところは、最終的ではないなんですけど、その間で実施するようなことで今検討しているところでございます。

○議長（須河 徹君） 山田議員。

○7番（山田日出夫君） 私がなぜこういうことを言うかということ、子どもの状況をよく見ていただいて、もちろん見ていただいているんでしょうけども、きめの細かい対応をしてほしいという思いから、こういうことを言っていて、単なる一例なんです。ぜひ十分ご検討いただいて、子どもに添った対応をお願いしたいと思います。

時間がないので、心のケアの話なんですけども、うち女の子の孫、2人いるんですけども、中2と小5なんですけども、2か月間ほとんどうちに来ていました。心配して様子を見てると、やっぱり目標を見失っているというか、心が、居所が定まらないみたいなことで、結果、ゲームに走っていたようであります。私は注意もしませんでしたけども、やむを得ないかと私なりに判断をしました。答弁では担任が一人一人の子どもに、または教育専門員、事務局においでる教育専門員、または道教委の力も一部借りながらというような答弁でしたけども、基本はそのとおりだと思いますけども、早くしなきゃならない。再スタートした今、すぐ子どもの状況を把握すべきだと私は思うんですけども、この体制ではちょっとどうかな、担任、担任っていても、担任は本当に大変な状況になっていると思うんで、もう少し一歩踏み込んだ心のケア対策はありませんか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 一番身近でいる担任が一番様子がうかがい知れるというところ、例えば、まず担任がそれぞれの子どもたちの休校前の状況と比べてどうなのか、様子がどうなのか、そして、子どもたちとよく話しながら、子どもたちの声を聞いて、その辺のところをはかりながら、その様子をうかがいながらやるっていうのは私自身が一番なんではないかと。また、休校中においても、週1回は連絡をとりながら、また保護者とも話しながら、お子さんの様子を聞きながらケアに努めてきたところでございますし、その状況の中で学校を再開して教育委員会として聞いている中では生活の乱れは多少あるっていうのは事実でございますけど、その中で規則正しい学校生活をしながら生活習慣や学習習慣を今後確立していくということを見守っていきたいと思いますし、その辺を把握しながら、現段階では、何て言うんですかね、非常にこう心配のある子は今のところ見当たらないとい

うふうに教育委員会としては聞いていますけど、ただ、やっぱり心の悩みというのは奥底にあることもありますので、その辺のとも含めて、学校全体でのその辺のところを体制づくりに努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 山田議員。

○7番（山田日出夫君） 教育長のいうとおりなんでしょうけども、孫と2か月間、近くに接していると、意外と見えないものがどんどん見えてきたり、心配性の私のことだから、深読みをしたりということもあるでしょうけども、意外と子どもたちに残った心の宿題は私は大きいと思っているんですよね、うちの孫だけと言われたらそれまでかもしれませんけども、ちょっと2、3、聞くと、似たような状況を親御さんが心配されています。親御さんが現に心配されたことを受けて、この設問項目を作ったんで僕、実は。だから先生方もそりゃたくさん子ども相手にしてますしね、厳しいものはあるからなおさら別な、例えばマンパワー、臨時的でいいんですよ、何もこれずっと常置っていうことはならないと思うんですけど、それはぜひちょっと早急に検討していただきたいと思います。検討しないでなくて検討すると答えてください。

○議長（須河 徹君） 教育長、あと2分です。

○教育長（林 秀貴君） 先ほど言ったのが基本になるんですけど、そこら辺のところを教育相談なり含めながら、子どもに寄り添って、非常に担任業務も再開後忙しいっていうこともありますので、それらのことについてですね、うちの教育専門員も含めて、その辺のところを体制づくりを図っていきたいと思っています。

○議長（須河 徹君） 山田議員。

○7番（山田日出夫君） それを基本にしながら、ぜひ状況に応じて、これは早急にしなければならぬ、急がなければならぬとは思っていますんで、子どもが宿題をしない、心の宿題を残したまま次のステップへ私は入れないって、ちょっと考えすぎかもしれないけども、そういう感じも持っているんで、早急にまず検討はお願いをしておきたいと思えます。

それでもう時間がありません。全体を通じてですね、緊急で学校の今の対応に必要なこと、場合によっては予算があるかもしれません。専決処分もやむを得ないでしょう。総合的に町長一言いただきたいと思えます。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 昨日も河端議員の質問にもお答えしていましたように、学校現場は学校の教職員、そして校長を中心とした学校経営、さらにまた教育行政の教育長、あるいは教育委員さんの皆さん方の隙間のない対応の中で、やっぱり行政としては、その状況によって支援していくということが筋ではないかと思っていますので、心がけていきたいと思っています。

○議長（須河 徹君） 山田議員。

○7番（山田日出夫君） ぜひ、そのように、町と教育委員会は今までもそうですけども、連携を非常に密に、子どもたちの健やかな育みのためにご尽力をいただきたいと思えます。

質問を終わります。

○議長（須河 徹君） 山田日出夫君の質問が終わりました。

次は、9番、仁木義人君の発言を許します。

仁木議員。

○9番(仁木義人君) 9番、仁木です。一般質問通告書に従って質問したいと思います。

昨日より何名か今回の新型コロナウイルスに対しての質問が続いて重複する部分も少しあるかと思いますが、ご了承いただいて、質問の方をしたいと思います。

質問としまして、本町における子どもたち・子育てに対する新型コロナウイルス対策について。

新型コロナウイルスによる長期の自粛生活で子どもたちのモチベーションの低下や精神的な負担がかかり、多くの問題が心配されます。

また、保護者の方もこの先の学習面や経済的な不安も多く抱えているかと思います。

そこで、次の点についてお伺いします。

一つ目、子どもたちの登校や登園、学習意欲の低下などの問題の対策は。

また、精神面のフォローやストレス対策は。

二つ目、外出自粛期間における児童虐待の事案はあるか。

また、今後の予防や対策は。

三つ目、子育て世帯の収入減による問題や、今後の支援の考えは。

四つ目、長期の休校による授業の遅れを取り戻すための今後の授業方針は。

また、今後通常授業以外の学習支援などをする考えは。

よろしくお願ひします。

○議長(須河 徹君) 教育長。

○教育長(林 秀貴君) ただいま「本町における子どもたち・子育てに対する新型コロナウイルス対策について」4点のお尋ねがございました。町長へのお尋ねもありますが、私の方からお答えをさせていただきます。

1点目の「子どもたちの登校や登園、学習意欲の低下などの問題の対応は。また、精神面のフォローやストレス対策について」のお尋ねがございました。

子どもたちは長期間にわたる臨時休校と外出自粛で、自宅で過ごす時間が長く、家庭によって子どもたちの生活はまちまちで、規則正しい生活を送った子どもたちや、そうではない子どもたちの生活リズムの乱れが心配されるところです。

また、長期にわたり学校生活から離れていることや進級や入学に伴う教育環境の変化などにさまざまな不安やストレスを抱えている子どもたちもおり、十分配慮が必要であると考えております。

こうした中、臨時休校中は各家庭と連絡を取り、文書などでも学習や生活習慣についての留意事項をお知らせし、分散登校時においても担任が一人一人の子どもたちの状況を観察し対応してきたところです。

6月1日からの学校再開後は、子どもたちは小中学校の登校をしぶったり、こども園の登園をしぶったりする姿は見受けられず、笑顔で元気に登校・登園しております。

学校では、担任により一人一人の子どもたちの様子を細かく見守りながら、正しい生活習慣や学習習慣を取り戻すよう指導を行いながら、家庭や地域、関係機関とも連携を図りながら対応してまいります。

また、子どもたちは不安やストレスを抱えていることも心配であり、友達同士で話したり、みんなと遊んだり、運動や体を動かしたりしながらストレスの解消を図り、子どもた

ちの思いや声をできるだけ聞いて、子どもたちに寄り添った対応に努めてまいります。

2点目に「外出自粛期間における児童虐待の事案はあるか。また、今後の予防や対策は」とのお尋ねがございました。

学校の休業や外出自粛の継続で、子どもたちの見守りの機会が減少しましたが、要保護児童対策協議会で登録されている支援対象児童につきましては、元々、定期的に家族との連絡、こども園や学校など関係機関から情報収集を行い、状況を確認することとしていましたので、5月末までに学校、こども園、保護者との面談を実施し、虐待の事案がなかったことを確認しております。

また、これまでのところ、新たな事案の発生も確認されておられません。

今後も引き続き、要保護児童対策協議会に参画する関係機関との情報共有、子育ての相談や乳幼児健診等の母子保健事業をとおして、子どもを見守る体制を強化し、予防や対策に努めてまいります。

3点目に「子育て世帯の収入減による問題や今後の支援の考えは」とのお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育て世帯などの育児負担が増し、収入減や家計負担が増す中で、国の施策として、令和2年4月20日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の一環に「子育て世帯への臨時特別給付金」があり、本町においては、児童手当の給付対象児童1人当たり1万円を今月10日に支給することとしております。

また、この後「ひとり親世帯臨時特別給付金」が給付されると連絡を受けております。児童扶養手当受給世帯に対し、1世帯当たり5万円、2人目以降1人につき3万円が給付されます。支払時期など詳細については、これからとなりますが、本町も速やかに事務を執り進めたいと考えております。

このほか、子育て世帯に関係する支援策としては、家計への支援を行うため1人当たり10万円を給付する「特別定額給付金」や町独自の支援策として、町民1人当たり5千円分の商品券を配布する「元気なまちづくり商品券発行事業」や訓子府町を離れて生活する学生を応援するための「学生応援ふるさと小包事業」などを実施しております。

今後においても、新型コロナウイルス感染症による子育て世帯への影響を見極めながら、子育て・教育・福祉部門などの関係部署と連携を図りながら、国や北海道の動向も注視し、社会情勢の変化や子育て世代などの実態を把握しながら、実態に即した対応を検討してまいります。

4点目に「長期の休校による授業の遅れを取り戻すための今後の授業方針と、通常授業以外の学習支援などを行う考えについて」とのお尋ねがございました。

長期間の休校による授業の遅れについては、小学校で50時間程度、中学校で70時間程度となっており、この授業時数の不足分を踏まえて、現在、教育課程の見直しを行っているところですが、授業の時間割や進め方などを工夫し、長期休業期間である夏季休業日や冬季休業日に登校日を設定することを検討しているところです。

今後の授業方針については、子どもたちの過度の負担とならないように十分配慮するとともに、地域や各学校の事情を踏まえ、効果的な取り組みになるように努めてまいります。

また、学校再開後は、担任が子どもたち一人一人の学習状況を確認しながら対応し、通

常授業以外については、寺子屋など学校での放課後学習支援や児童センターにおける教育専門員などを活用した学習支援を行いながら、子どもたちの学習ケアに努めてまいりたいと思っております。

以上、お尋ねのありました4点について、お答えをさせていただきました。ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 仁木議員。

○9番（仁木義人君） ご答弁いただきましたが、何点か再質問の方していきたいと思えます。

まず、一つ目の質問の「子どもたちの登校や登園、学習意欲の低下などの問題対策は」という質問なんですけども、ただいま、教育長の方の答弁の中で、笑顔で元気に登校・登園をしていて、大きなしぶったりする姿は見れないっていうお話を聞き安心しました。先ほど山田議員のお話の中でもありましたけども、私も中学生に娘が二人おまして、やはり同じように、こう休み中というのは、自宅でダラダラ、宿題はやったりというのは続いていましたけど、やはりこう意欲がこう出てるっていう感じにはとても見れないっていう部分で、子どもそれぞれの、そのお子さん、そのお子さんで違うんでしょうけども、やはりこう子どもとして、やはりちょっとモチベーションが下がっているのかな。やっぱこう今まで部活とかにこう打ち込んできたっていう部分も、やっぱ練習もなくて、何かそういう部分でもやっぱ気持ち的におちているのかなというのやはり見られたっていうのは私も感じました。自粛のストレスなど不登校がないというお話なんですけども、このコロナの問題については、長期間続くっていうか、引きずるっていう部分が考えられるんですけども、これから不登校、現在ははないんですけども、これからそういうような不登校ですとか、ちょっとこう学校が嫌になったりというようなものが起こらないように子どもたちのこれから先生たちのその変化に気付けるような、何か対策っていうのは具体的にありますでしょうか。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） ただいま、子どもたちの様子を先生方に対応していただくために、様子についてですね、どのようなことで対応しているかという意味合いのご質問だったかと思えます。先ほど来からもお話させていただいておりますが、基本はやっぱり担任の先生だったり学校単位でございますので、一人一人の様子を担当が中心にですね、見守っていただきながらですね、それに対してさまざまな対応をしていきたいと。必要に応じて、先ほどもありました教育専門員の先生方にも教育相談やスクールカウンセラーの派遣などを検討していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（須河 徹君） 仁木議員。

○9番（仁木義人君） やはり担任の先生というのが中心、またはスクールカウンセラーたちが補助で入って子どもたちのフォローをするというお話ですけども、昨日の道新の朝刊などに載ってましたけども、授業の遅れなどの焦りで子どもたちの対応に追われて、先生たちのストレスもかなりあるというお話が載ってました。先生たちのストレスで逆に今度、子どもたちにも影響が出るっていうことも考えられなくはないので、先生たちからコロナ自粛後の学校生活においてや、自粛中に子どもたちに家庭に電話をして様子を聞くといういろいろ対応はしていただいたというのは実感していますけども、何か具体的にこう先

生たちでその辺で問題があった事例ですとか、何かこれについて不安ですとか、何か先生たちのストレス、またそれに対する対策などは考えていらっしゃいますか。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） この間、2か月なり3月も含めてですが、学校管理職中心に学校現場の中では、そういうことがないかどうかを確認をしておりますが、特に教育委員会としては先生方の、不安はないとは言えないと思いますが、ストレスが高まってですね、体調を崩すような状況にはないということで聞いております。

○議長（須河 徹君） 仁木議員。

○9番（仁木義人君） 先生たちの体調を考えて、これからもしていただくというお話だったので、引き続き、先生たち、また子どもたちも含めて、もちろん対応していただきたいと思います。

先ほどの山田議員の質問の中でもあって、ちょっとかなりお話が具体的に出てましたけども、町内のイベントなどの中止など延期が決まっています、学校やこども園での運動会や修学旅行などイベント行事も、この夏休み以降に変更ですとか、少年団や部活の大会も中止になるというお話はありましたけども、何かこう、学校の行事については、具体的に決まっている、運動会は必ずやりますよとか、何か学芸会はやります、修学旅行は、今のこのコロナの現状で何とも言えないんでしょうけども、かなりやっぱり楽しみにしているという子どもが多いと思うんですけども、この問題に対して、現在わかっていることですか、これからに対する子どもたちの対策っていうのは、ありますでしょうか。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） 基本的には、夏休み前については、こうした行事は中止ということになります、中止というか延期ですね、夏休み以降に延期ということですが、すべてできるような状況にはないかと思えます。ただ、中身に依じてですね、行事の精選をしてですね、先ほど教育長の回答にもありましたが、さまざまな状況を考えてですね、事業の精選をしてですね、子どもたちにとって楽しみなものがございますので、そういったものも考慮しながらですね、現在どういう形でいったらいいかということをお話の中で検討しているところでございますので、ご理解願います。

○議長（須河 徹君） 仁木議員。

○9番（仁木義人君） 続きまして「外出自粛における児童虐待の事案はあるか」という質問について再質問させていただきます。

先ほど具体的に実際に児童虐待の事案はないっていうお話、発生も確認されていないというお話だったんですけども、以前にも質問、以前、私が一般質問でもした虐待の話させていただいた部分にもちょっと重複するんですけども、これも昨日の朝刊で札幌市の3月の虐待の児童相談所への相談が1.5倍となっているということで、やはり大きな街だけではないと思うんですけども、実際には増えているという事案が、増えているということはあるのかなというのを感じました。先ほどいろいろな専門医の相談ですとか、事実はないんですけども、いろいろな母子の保健事業などをおして、子どもたちを見守る体制を強化するっていう部分があったんですけども、やはり児童虐待っていうのは、やはり、いつどういう状況で起こるかわからないっていう部分と、やはり今回コロナの部分で自宅に親が長くいて、その辺でもめるっていうような部分が長かった、収入減によって不安があ

って、いろいろなその問題によって、児童にどうしても矛先が向いてしまったというようなお話もあるようですけども、これから、これも今はないんですけども、これも今後起きないとも限らないんですけども、今後はどういうふうにフォローしていくか、また虐待に対して何かこう感知するような対策はとられているでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 今回の新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、国の方からも、子どもの見守り強化アクションプラン、そういったものが示されております。それに基づいて、要保護児童対策協議会、そちらの方で対応していくことに、実施主体となっていく訳ですけれども、そこではその対象児童ごとに、それぞれ電話や訪問により対応していくこととなりますけれども、まず、発覚するっていうことが必要になってくるんですけども、それはちょっとなかなかこちらからアクションを起こすということは難しいかと思いますので、そういう事例が出た場合には、現在の要対協、そちらの方の構成メンバーと協議しながら、その都度、その子に合わせた対応をしていきたいと考えております。

○議長（須河 徹君） 仁木議員。

○9番（仁木義人君） これからも今、対応策ってことがありましたので、引き続きですね、児童虐待っていう何かこう悲惨な部分が起きないように積極的に対応していただきたいなと思います。

続きまして、次の質問で、子育て世帯の収入減による問題や今後の支援の考えはという質問の中で、答弁の中で、今回、今月ですか、児童手当、子ども1人当たり1万円という部分での給付があり、かなり家庭によってはとてもありがたいという対策なんですけども、実際にコロナの影響で収入が減ったっていう家庭があると思うんですけども、その長期の支援という部分も考えられると思います。先ほどひとり親世帯の臨時特別給付金が給付されて、1世帯当たり5万円、2人目以降は1人につき3万円の給付というお話や、今まで訓子府町では5千円の商品券ですとか、国の対策として10万円給付するっていう部分ではあるんですけども、今現状として、この町内でこのコロナが原因で仕事がちょっと少なくなったですとか、収入が減ったというのを現状を把握する方法はありますか。それと、把握することは可能でしょうか。お願いします。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 非常にその収入減の把握というのは非常に難しいと考えております。税の方でも1年間のトータルが翌年にわかるということになりますので、今現在、状況が把握できるかという、事業主とかで、持続化事業ですか、そういったことの申請があればわかると思うんですけども、子育てという部分では、こちらで把握するのは非常に難しいと考えております。

○議長（須河 徹君） 仁木議員。

○9番（仁木義人君） 把握はやはりとても難しいというお話でした。私もこう考える中では、なかなかこう現状を把握するのは難しいのかなっていうのはあるんですけども、例えば町内で商売をされている方ですと前年の売上げがこうだったって申請があって、今年の売上げがこれぐらいあって、売上げが半分になったというような、自己申告も含めて把握というのは可能なんだろうけども、このやっぱり子育て世代、皆さんももちろんそうですけど、子育て世帯の収入減で、やはり先ほどまでの話があった、子どもたちに

予先が向いてしまうという部分の事例っていうの、やっぱり考えられると思うんですけども、もし、大変だっていうのはもちろんあれなんですけども、その部分の把握っていうのをしていただける、把握できるような部分、また申告によってなのかもしれないですけども、例えば具体的に申し上げると、これからの対策として、こども園に通っている子ども、お子さんがいるような家庭でしたら、こども園の費用ですとか、学校関係ですと学校の教材費、また給食費、高校生だと通学の交通費など、子どもたちにかかる費用というのはそれぞれたくさんあると思うんです。町内、学校関係だけじゃなくても、町内に納付している例えば水道代ですとか、あと公営住宅に住まわれている方だったら家賃ですとか、そういう部分の、短期じゃなくて、これからの長期的に含めた家賃などの免除とか、いろいろ考えられると思うんですけど、この辺の対応っていうのは、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 昨日からですね、この新型コロナウイルスに関わる、いろんなご意見をいただいています。町として、どんな対応をしてきているのかということ、もう皆さんご存じのとおり、さまざまなことをやっています。職員全員にアンケートをとってみました。その中で即戦的にやらなきゃいけないこと。第2弾、今これから今日の議会の審議の中で議決いただいたら、さらにやるという点でいくと、例えば、落ち込んでいる部分に対するうんぬん、各家庭にうんぬんってこともあるんですけど、もう1点は、制度として政策的に変えていかなきゃならないものをいつの時点で発動するか、その中には給食費を免除する。あるいは保育料を無料にする。こういった、ある意味での予算が将来的にも伴うものについての判断を今後の我々のコロナ対策の一つの考え方として検討していくっていうのは一つの素案に上がっていますので、これをいつ実行するかってことは、総じてそれぞれの生活を支えていくことになるのではないのかなって思っています。それからもう1点ですけども、北海道の総合振興局長に要請してる訳です。我々が3市15町村管内でどんな施策をこのコロナ対策で打っているのかということは新聞でしかわからない。この時期に及んで訓子府町はやっているけど北見はやってないなんてことではならないでしょうと。必要なものはすべての自治体がやらなきゃいけないんだと。だから総合振興局を中心として、国・北海道、そして各市町村がやっていることをですね、全部やっぱり資料として提供を把握すべきだし、提供すべきだと。その点で例えばうちの町で漏れているものは一体なんなのかということですね、即座にやっぱり対応していくというのは、これからの今、6月議会終わった次のステップとしてですね、9月の定例、さらにはその前に臨時議会も含めてですね、やっていかなきゃいけないんじゃないのかと私自身は考えています。ですから、もう1点だけ言わせていただくと、我々が最善の努力をして、そういった実情を把握して、そして予算的に措置を講じていくという点と、もう1点は、ぜひですね、議会で議員の皆さんが全体で協議して議会の発案という中でですね、これはどうしても今必要なんだということですね、逆に提案する、そういう個々人の議員さんだけではなくて、議会として執行者に対して提案していくということも今、この時期にこの状況だからこそ私は必要なのではないのかなっていうふうに考えているところでございますので、これらも含めて、今後、煮詰めていかなきゃならないのではないかなと考えています。

○議長（須河 徹君） 仁木議員。

○9番（仁木義人君） 町長からのご答弁の中でいろいろ、先ほど私の方から申し上げたこども園の費用ですとか、給食費っていう部分でどうしても子育ての世代にかかるっていう部分で、やはりこう毎月毎月大きな金額になるので、そういう部分、一時的な給付金っていうのももちろんとてもありがたく、生活にとってとても助かる部分なんですけども、こういう長期的な支援、また先ほど申し上げたように、その他に町にかかっているような水道ですとか、公営住宅の家賃なども前向きにいろいろ取り組んでいただきたいという部分と、今、町長からお話あった議会からの提案という部分のお話もいただきましたので、何か我々としても子育て世代だけじゃなく、コロナでいろいろ困っている部分がある部分などをですね、話し合いができて、それで提案できたらと感じました。

続きまして、長期の休校による授業の遅れを取り戻すために、今後の事業方針はの質問なんですけども、ほかの議員の方の質問の中でもあったんですけども、昨日もですね、実際にリモート学習などというお話がこう全国的な話が出てたりするんですけども、実際、リモート学習というのは始めるためには、準備などに時間や費用を考えるとかなり現実的じゃないっていうふうに私は感じています。やはりもちろん家庭でしか勉強ができない時にリモート学習ですとか、動画ですとか、いろいろなものを使った授業というのも必要な、補助としては必要なかと思うんですけども、これがメインになるっていうふうにはならないかと思うんです。先ほど答弁でいただいた夏休みですとか冬休みの授業を行って実際に遅れを戻す授業が遅れた部分を取り戻して年間を通して戻していくというお話はいただきましたけども、特にちょっと心配しているのが、やっぱり今入学した1年生、小学校1年生も中学校1年生も新しい授業や学校に不慣れで急にはじまったけども学校が休校になってしまったという心配の部分と、あと今回、中学校3年生、高校3年生の受験を控えるお子さま、またそれを心配する保護者の方々というのはたくさんいると思います。特にこう受験の方法がこれから変わっていったりというような、結構こう受験に対する部分も心配な部分があるんですけど、こういう入学したばかりの1年生とか中学校3年生、高校3年生など、受験を控えている子どもたちに対して、特に厚いフォローですとか、支援というのは、何か考えがあるでしょうか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 授業の不足分というか、遅れをどう取り戻していく、特に受験を控えている中3なり高3のお話だと思いますけど、前の議員さんにもお答えしているように、授業自体というのは、標準時数というのがありまして、そこが大体1,015時間というのがあった中で、その他に余裕時数っていう、インフルエンザが流行ったり、あとは学校が吹雪で休校になったりした場合に、そういうものを含めた中で時数を決めているんですけど、それが大体、余裕時数が50から100時間あるということで、先ほど答弁でお答えしました50、70時間の話はその標準時数は今の時点では50時間なり70時間足りないということですので、それは夏休みの間に10日間やれば大体補えるんじゃないか、ただ、今後、それ以降、余裕時数を生み出していかなきゃなりませんので、そこをどうしていくかというのは、いろんな方法、冬休みの一部やったりだとか、あとはもしかしたら月の中での授業時数を増やしたりという方法を工夫しながらやっていくということになると思います。その中で特にご心配されている受験の関係なんですけど、その辺は教育委員会としても、いろいろ心配しているところもあって、特にそういう保護者の方では

心配なところであって、つい先日、文科省も含めて、道教委の方から中学校3年生に対する受験の内容というのが示されたところなんで、詳しい、基本的には今までどおりの形で受験を行うということなんで、今後もしかしたら範囲を絞った中での早く示してほしいという話を私たちもしていますので、その工夫としてはやっぱり中3なり、そういう人たちに対してのフォローアップというか、もしかしたら授業を増やしたりだとか、通常であれば2月ぐらいで授業終わるんですけど、それをやっぱ1月ぐらいまでに終わらしながら、その辺のどこをフォローアップしていくというのが今のところの考えだということです。

○議長（須河 徹君） 仁木議員、あと2分です。

○9番（仁木義人君） 先ほど一番最初の答弁の中でも、今お話、教育長のお話の中にもあったフォローできたり、基本的な授業数を夏休みでフォローしたりという部分はあるんですけども、ご答弁の中にあつた寺子屋など、学校での放課後の学習支援ですとか、家庭学習を先生が教えてあげて、遅れた部分をフォローするですとか、児童センターにおける教育専門員などを活用した学習支援を行いながらというお話もあつたんですけども、実際にこう他の町でもあるようなんですけども、国でも対策しているのかもしれないんですけど、退職した先生ですとか、スクールカウンセラーの方を使って配置をして、その遅れた部分ですとか、家庭学習の部分をフォローするというお話は訓子府町では可能なんじゃないかな、具体的に何かこうやれるですとか動いているとか、何かそういう話があれば教えていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 教育長、あと1分です。

○教育長（林 秀貴君） 非常に学校が再開後になって、子どもたちに過度の負担になる、今言われるように学習の遅れはやはり心配なことがありますけど、やはり詰め込みすぎて、やっぱ子どもたちに負担かかるということになりますので、そこを見極めながらということになりますので、放課後学習をしていくというところがいいのかどうかという、そこはやっぱ子どもの補足的な支援をしていくというのが考え方ではないかと思っています。それで退職校長さんのお話をされてましたけど、そういう人材があれば私たちも活用していきたいところなんですけど、そういう方がいれば、今やっているコミュニティスクールなどの、そういう学習支援も、登録されれば、こういうことを活用しながら私たちやっていきたいというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 仁木議員。

○9番（仁木義人君） 今回のコロナという部分は大変大きな、子育て世代ももちろんそうなんですけども、それ以外の方たちも大きな影響を受けていて、これから長期的にいろいろな支援が必要かと思っておりますので、前向きな対策と取り組みをお願いしたいと思います。

以上、質問終わります。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君の質問が終わりました。

ここで、午前10時40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時40分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開します。

次は、6番、西森信夫君の発言を許します。

西森議員。

○6番（西森信夫君） 6番、西森です。通告書に従って質問をいたします。

光ファイバの整備の進捗状況について、お伺いをいたします。町長、教育長にお伺いをいたします。

3月の定例議会後、世界的に感染症である新型コロナウイルスが蔓延し、いまだかつて経験したことがないような状況下にあります。本町でも大なり小なり影響が各所に見られます。喫緊の問題となっている子どもたちの教育問題、経済の停滞による各事業の営業不振など、多様な問題が山積してきました。このような現状や出来事に関しては近年インターネットの普及により、今回の新型コロナウイルス情報も家にいながらテレビ報道、SNSなどで情報がすぐ入手できるようになりました。

しかし、私が1年3か月前に一般質問した光回線整備に関する進展が形になって町民に提示されておられません。今回、以下につきお伺いをいたします。

一つ、前回質問後の、導入について検討結果は。

二つ、整備対象区域に居住している町民を対象としたニーズ調査や整備エリアの指定、整備方式の選択などはどのように行ったか。

三つ目、J Aきたみらいとの協議はどのように行ったか。

四つ目、学童、学生の学校休校措置がとられた場合の通信環境をどのようにするか。

五つ目、今年の総務省発表の光回線整備についての詳細は。

以上、お伺いいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「光ファイバの整備の進捗状況について」5点のお尋ねがありましたので、答弁をさせていただきます。中に教育長へのお尋ねもございしますが、私の方からお答えをさせていただきます。

まず1点目です。「前回質問後の導入について検討結果」のお尋ねがございました。

総務省では、都市部、郡部を問わず5Gの基地局の整備を進めることを公表したことから、町から、総務省移動通信課に対して郡部の5Gの環境整備計画と整備完了までのスケジュールについて確認をしたところ「第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画」で5年後までに全国を約4,500か所、10km四方のメッシュで区切り、郡部・都市部を問わず、事業可能性のある地域を広範にカバーし、5Gの整備を進める見込みであるとの回答がございました。

こうしたことから、国が推進する5G基地局の整備方針と民間通信事業者の計画の整備状況も確認しながら慎重に進めることが、結果として町の無駄な投資につながらないことも想定されたため性急な対応を避けてきたところであります。

しかし、この計画はあくまでも国の見込みであり、見込みどおりの整備が進むか不明であることから、同時に、既に光回線整備を進めている近隣自治体の視察やヒアリング、また、通信事業者であるNTT担当者にも確認を行い情報収集を進めてまいりました。

大空町には、総務省の高度無線環境整備推進事業を活用した「民設民営方式」による整備について、また、既に「公設民営方式」で利用を始めている津別町や小清水町、清里町にも運用状況について確認を行っております。

それぞれにメリットとデメリットがありますが、「民設民営方式」につきましては、国の補助率が3分の1と低く、加入者が少なく事業の採算性がなければ整備事態が難しい一方で、整備が可能であれば、維持管理費は最初の段階で事業者と協議して決めることから、運用開始後は、基本的に維持管理費がかからないと伺っております。

「公設民営方式」につきましては、国の補助率が2分の1と高く、町が設定した地域をカバーできる一方で、修繕費や保守料、電柱の共架料および電柱の移設費などの諸経費とその対応が毎年その都度発生するなど、それぞれにメリット、デメリットが確認されたところでございます。

2点目に「整備対象区域に居住している町民を対象としたニーズ調査や、整備エリアの指定、整備方針の選択などをどのように行ったか」のお尋ねがございました。

整備エリアにつきましては、現時点では光回線の未整備の地域全域を想定しています。

また、ニーズ調査につきましては、現時点で実施しておりませんが、どの方式を選択するかによって、初期投資費用やランニングコストなど財政面にも大きく影響することから、まず、どの方式を選択するか町として、総合的な視点で内部方針を整理した上で、ニーズ調査を始めることを検討しているところでございます。

3点目に「JAきたみらいとの協議はどのように行ったのか」というお尋ねがございました。

農業分野では昨年4月、1市2町とJAきたみらいで構成する北見地区農業振興連絡協議会の部会で、農村部の光回線や5G環境の整備検討のため、通信環境マップ作成に協力いただきたいとJAから提案があり、それを契機に数回にわたり協議を行ってまいりました。

その協議の中で、本町のJA組合員、当時274戸のうち、光回線の通信圏内にある戸数は36戸で13.1%であり、その一方で、農家住宅が携帯電話の圏外となっている戸数はないとの報告を受けました。また、JA組合員耕作面積、5,912haのうち、ほ場全体が通信エリア外、あるいは、ほ場の一部が通信エリア外である面積は72ha程度でほ場における通信カバー率は98.7%という分析結果が出されております。

トラクター等の自動操舵システムだけを考えるならば、電波環境の善し悪しで左右されますが、現行の4G環境で十分であると伺っておりますし、一方で自宅のインターネット環境やタブレット、スマートフォン等を快適な環境で使うことを想定すれば、光回線や5G環境が必要となり、用途に応じた整備の方向性を考える視点も必要なのではという意見が出されております。

これまでの協議の結果から、JAとしては光回線の必要性よりも、まずは通信環境改善に重きを置き、携帯不感地帯の解消および国が推進する5G基地局の農村部での整備促進を働きかけていくこと、光回線の整備については今後どれだけのスピードで5G環境が整備されるかにもよりますが、各行政での検討とされているところです。

4点目に「学童・学生の学校休校措置がとられた場合の通信環境をどのようにするか」とのお尋ねでございます。

今回の新型コロナウイルスによる長期の休校で学びの保障として家庭でのリモート学習の重要性が増したと感じております。

国のGIGAスクール構想による情報機器端末整備を本町としても検討している中で、

リモート学習の根幹ともいえる児童生徒の家庭における通信環境の整備は重要であると考えており、現在、本町の実態調査を行っているところであります。

なお、国においては子どもの学びの保障と教育の機会均等の観点からWi-Fi環境を整えられない家庭においても家庭学習が可能となるインターネット通信環境を提供するため、ルーターなどの通信機器を提供するための補助が示されているところです。

今後新型コロナウイルス感染症の問題は長期化することも想定され、子どもたちの学びの保障のために学校教育や在宅学習のための情報通信環境の整備を検討してまいりますので、ご理解願います。

5点目に「今年の総務省発表の光回線整備について」のお尋ねがございました。

総務省の今年度の予算であります光回線整備事業に関する予算に絞りますと、ソサエティ5.0を支えるICTインフラ整備として、5G・^{アイ・オー・ティ}I o t等の高度無線環境の実現に向けて、地理的に条件不利な地域において、電気通信事業者等が、高速・大容量の無線局の前提となる光ファイバ等を整備する補助金、高度無線環境整備推進事業に当初予算として52億7千万円が計上されております。

また、国の1次補正予算で約30億円、2次補正予算でも光回線整備に対して500億円を超える予算が追加される見込みです。この点につきましても、既に総務省の担当者に具体的な内容と今後のスケジュール案について照会をしており、国の補正予算可決後になりますが、内容詳細が固まり次第、情報を提供していただくよう調整済みでございます。

以上、お尋ねのありました5点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 西森議員。

○6番（西森信夫君） ただいま、町長の方から大変こう詳細な説明をいただきました。もっと早くこういう説明をいただければなというふうに思っていた訳ですが、質問が3回目になりました。非常に毎日の生活の中でインターネットが遅い、それからつながらない。非常に不便を強いられているのが現状です。そして、やっぱりこういう時代ですから、いろいろWi-Fiも使いたいとか、そういうことがあるんですが、光回線の勧誘も当然、会社の方から「光回線引きませんか」というふうに電話でくるんですが、「ああ引きたいからぜひ付けてください」と言うとは時間か後に「申し訳ありません、そこは光回線入ってませんでした」というような回答がくるというのが現状です。それでやはり光のきてないところはどうかというと、携帯型のいつでもWi-Fiというものが今、売っているんですね、そういうものを駆使して、みんな、ないところは使っているんですが、みんなが一斉に使うと、それが落ちてしまうということで、途中で切れてしまうとかですね、通信がね、非常に不便な状況がおきていると。同じ訓子府町民でありながら、そういうサービスを受けられるとこと受けられないとこ、そりゃ当然あの、できた時の経過はありましようが、こういうふうに高速網が発達した電気事業の高速網が発達した時代になって、やっぱりこういう不利益があるということは非常に町民として、一町民として、困るなというふうに思います。ぜひ早急な整備をしていただきたいというふうに思います。それで整備対象区域、これまだ整備されていないところはですね、特に日出、柏丘、高園、北栄地区、それからほかありますが、あの良いとこで、なんで電波がこないんだろうというふうに思うんですが、整備されてません。ニーズは非常にあるんですね、使いたい、ぜひ高速網の

光回線を使いたいというニーズがあるんで、その調査もやっぱり早くに、もっと早くにやるべきだったのではないかなというふうに思いますが、その辺の考え方、ちょっと聞きたいと思います。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） ニーズ調査の関係、もう少し早く進めるべきだったのではないかというご質問でございます。

冒頭ですね、回答の中でもお答えさせていただいたんですが、国の方ですね、5G環境の整備を進めていくということが公表されていた関係もありまして、そちらの中身をですね、丁寧にちょっと見ていきながらですね、次のステップに踏もうというようなふうに考えていましたので、少し遅くなったということをお願いしたいと思います。

通信業者ですね、に対してですね、既にニーズ調査の準備段階としまして、本町ですね、採算ライン等をですね、試算していただくようなこともお願いしておりまして、その最初の資料がですね、今週に提示されることで連絡がきておりますので、そちらの方をみながらですね、早急に対応していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西森議員。

○6番（西森信夫君） 今、課長の方から5Gの話も出たんですが、町長からも、もう5Gの時代になって、その進み方を検討していたという答弁がありました。5Gよりも何よりも4Gですら使えていない現状がある。それからADSLあたりを使っていると、もう遅くて遅くて、立ち上がりが遅くて、いつこれ接続できるんだっていうところも場所によってはあるという現状です。やっぱり、まず光回線を整備先にすべきだと。非常に金もかかることですが、町長の説明を聞くと、独自にやるのと、それから国の方策によってやるのとでは、かかる経費も当然違ってくる。これは当然そういうことが出てくると思いますが、やはり1日も待てないというのが現状ですね、これは、ライフラインと同じように、毎日ご飯を我慢できるかっていったらできませんね、それと同じように水飲むのを我慢できるかというのと、それから情報がある程度みんなが早く受けてるのに、自分たちだけ受けられないっていうの、これはやっぱり我慢できませんよ、やっぱりそれが町内一律にやはり同じどこにいても同じようなサービスを受けられるというような形に、ぜひ、していただきたいというふうに思います。

それとJAきたみらいとの協議、この関係も町長からも答弁いただきましたが、特に農家あたりは、スマート農業、最近よく言われだしました。いろいろトラクターあたりも電子機器が積まされたり、何をやるんでもやっぱりそういう情報がまずくわを持つよりスマホだとか、そういう機器を持って畑に行くというような時代になりました。JAも非常にそういう面では光回線よりも、まず携帯がつながればいいやって言っているんですが、今やっぱり整備をするっていうのは、孫、子の代までやっぱりきちんとした地域を作ることが先に立ちますので、これはいつまでにやればいんだっていう話ではなくて、一刻も早く、やっぱり整備しなきゃならんというふうに思いますが、そこら辺の考え方をお伺いいたします。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今、ご質問のありましたJAとの協議というような経過

がありまして、農協としては、これまで4月から我々と協議をした経過、現在の4Gというのは、ちょっと5Gと違いを説明させていただきますけども、4Gは周波数がちょっと低いために発信すると円形上に電波が広がっていくと。5Gはより高い周波数を使うために、直線的な電波の進み方をすると。そういった電波の特性の違いというようなこともあります。そういったこともあって、4Gのつながらないようなところをまず、スマート農業というか、今やっている自動操舵システムのトラクターとかの部分では、4Gが一部いていないとか、といったところもありますから、そこをまず補完していこうというような形で農協は舵を切っている訳です。光回線の整備に必ずしも後ろ向きっていう訳ではなくて、実際、先ほど答弁にあった高度無線環境整備っていうのは、基本的には自治体が整備をしていくようなメニューとなっております。自治体以外に事業主体となれるメニューもありますけども、基本的には自治体、その中で民間に光ファイバを任せれば補助率が自治体に対しては3分の1、自ら自治体が管理するような手法をとれば補助率が2分の1というようなメニューをきいて、農協として、やはり自治体でそういった部分は進めていただきたいというような方向付けになって、農協としては、引き続きNTTとか総務省とかになるべく4Gのつながらないところの解消を図りつつも、5年後の5Gっていう部分をなるべく進めてほしいと。だからそういった部分は、やはり都市部が5Gを先に進めるのではないかなというようなおおかたの見方だと思います。そういった場合に今と同じような結果になるのではないかなというようなことの農業団体の危惧からそういった動きをしているような経過にあります。

○議長（須河 徹君） 西森議員。

○6番（西森信夫君） 今、課長の方からも説明ありましたが、今後とも、やはり詳細については、JAとやっぱり協議を重ねて、やっぱり申請そのものというのは、自治体が主になろうかと思えます。ぜひ、いい方向での取り組みをしていっていただきたいなと思えます。

次に、学童、学生、コロナで何人かの大変多くの方々子どもたちのことについてお聞きしましたが、今回、新型コロナに関して学校に通えないと。北海道の発表によりますと大体45日程度不足しているんだという、これ道新報道なんですけど、文部省では一部家庭学習にすることも検討してるよというような報道もされたという中で、その中に出てきました、先ほどから言われてますように、リモート授業だとか、オンライン授業、それからユーチューブを使った動画配信サービスを取り入れますということなんですけど、これはこういうことが実質、仮に補完的に行われたとしても、やはりそういう環境にない子どもたちの、そういう環境にない地区の子どもたちに対する手当はどういうことをするのかって、これに関しては教育長にお伺いをしたいと思えます。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） ただいま、子どもたちのリモート学習等の環境について、その環境にない場合どうするのかというご質問でございました。現在どのような環境になっているかって調査をしているところなんですけど、全国的な調査の中では大体ブロードバンドにつながっているというのが、大人と子どもの世帯でいくと、大体90%越えになっているということですので、本町も大体そのような形になったのかなと思えますけど、ただ、それぞれ環境のスピードが違ったりうんぬんということでございます。先ほども回答にご

ございましたが、その環境にない部分については、光回線とそれから遅い部分について、つながっていないというところについてはですね、それも回答で申し上げましたが、ポケットWi-Fiと言われているものをですね、教育委員会の方で購入をして、その家庭に貸与をするということなんです、課題としてはちょっと通信料をどうするのかっていうのがまだちょっと検討している段階です。そんなようなことで、そういう通信環境のない場合については、そういう対応をしていこうということで今、検討をしているところでございます。

○議長（須河 徹君） 西森議員。

○6番（西森信夫君） 特にですね、これ子どもたちが高学年、中学生、高校生になると非常に将来を見越して大学を目指している子どもたちがいる。それから進学は例えば進学校に行きたい。1日たりともやっぱり授業を休みたくない。何とか授業のデータもほしい。学校にもなかなかいけないような、特に今年3月あたりからそういう状況が続いています。どうしたらいいんだろうと、親も焦るんですが、子どもの方が一番焦ってますね。家庭的に非常に「いやーこれどこに言ったら、これ解決するんだろう」っていうのが現状です。やはり、これはこういう新型コロナあたりは第2波、第3波がいつくるか、それから来年はもう収まるのか、そんな状況もまったく見えてませんし、こういう最近のやっぱり発生、世界的な発生というのは、周年事ごとに何十年サイクルとか、そういうもので来るっていう報道もされていますし、どんな状況になるかわかりません。災害で、また孤立するとか被害が出るとかっていう状況があるかと思えます。やっぱり将来の子どもの教育に関しても、やはりこういう整備は必要じゃないのかな。早急に必要じゃないのかなっていうふうに私は思いますが、考え方お聞きしたいと思えます。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 新型コロナウイルスの感染の中で特にリモート学習というのがクローズアップされて、昨日答弁させていただいたように、實際上、その学習環境でやっていた状況だというのが約5%程度だということで、そうはいいながらも、そのことが重要視されているのは、私自身も感じているところで、コロナウイルスの感染だけではなく、今、最近、災害の方も増えている中で、臨時休校の対応をする緊急時においては、ICTを活用した、そういう整備というのは必要と思っておりますので、それらの子どもたちの学習環境づくり、特に言われている光回線なり、そういうところは必要だというふうに思っていますので、それらについては町と連携をとりながら、そういう環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 西森議員。

○6番（西森信夫君） よろしくお願いをしたいと思います。時間がありませんので、最後、総務省発表の光回線整備について、町長から説明、先ほどいただいたんですが、4月の3日になりますが、NHKの報道で総務省の発表の報道されました。光回線整備について、地方公共団体が窓口になる、市町村が窓口になると3分の2の補助、最大でありますよと。以前、私が質問した時に本町で未整備地区の整備には4億円から5億円がかかるんじゃないかと回答がありましたが、やはりさっきの整備状況を見てますと、大空町、それから津別町、いろいろ近隣町村はやっているんですね、こういう光回線整備ね、ここに大空町が出しましたという、これインターネットから引っ張ったものがあるんですが、大空町

も非常に2町にまたがって、東藻琴と女満別町、またがっていますが、10地区と11地区ですか、それがまとまってやるということで、非常にITCなどの活用が少子高齢化や人口減少などの課題を解決する手段の一つと考えると。これは大空町のコメントですが、国の高度無線環境整備推進事業を活用し、民間通信事業など協力して光ファイバ整備を進めていくということで、これはもう誰でも引っ張れるような、インターネットに掲載しています。これが得か損かというのは、先ほど町長が言ったように、検討すれば当然わかると思いますが、本町がよりよい方向でやるということで、いつを目途でやるんだという、これ最後になります、町長からの考え方を聞きたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 西森議員から3度にわたって一般質問をしていただきました。都度、また地域の若い農業経営者の人たちからも積極的な意見を夜間町長室やあるいは個人的にも要請活動でありました。うちの町の市街地区が光回線が入ったのは、今から12年ほど前だったというふうに記憶しています。ADSLの一気に調査をした段階では希望者が圧倒的に多いのと、人口の集積関係でいくと、市街地区は可能だということでやっていただいた。しかし、取り残されたのは実践会地区、採算性の問題とそれから経費の問題等で、その時からNTTは手を引いたというのが実態です。これは何とかしなきゃいけないということも含めて、総務省や道庁、そして最近、一昨年でいうと農水省にも農家の整備の中でこの5Gも含めてですね、光ファイバをやるべきだということで、農水省の局長クラスにかなりいってきて、農水省もそのとおりだとは言うんだけど、昨年の状況で予算付けられたのは全国で9億円程度のお金だった。この桁が違うっていうふうに随分言ってきました。しかし、今、今回の総務省で出してる案は一応、今までは年間50億足らずだった。これは今年ですね、500億円になったということはですね、これは僕はね、最初で最後のチャンスだと思っています。だから職員にも4期目は消防庁舎のみならず、この光ファイバを引くんだと。これが俺の大きな仕事の柱だって話を伝えてあり、今、急ぎ、各関係省庁、そしてNTT等も含めてですね、実現に向けてですね、全力投球で今走り出したということが実態でございますので、ただ、今、残念なのは、総務省に直接、東京に行けないってことありますけども、これは直接ですね、総務省の担当幹部と話したりですね、総務大臣等々も話してですね、我が町における光ファイバの現実に具体化をやっぱり急ぎたいって話をしてきたというふうに思っていますので、もうちょっとお時間ください。今、盛んにやっておりますので、以上、私も前向きに努力させていただくということを申し上げて答弁にさせていただきます。

○議長（須河 徹君） 西森議員。

○6番（西森信夫君） 大変力強い回答をいただきました。

以上をもって、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君の質問が終わりました。

これにて、一般質問を終了いたします。

◎日程の繰り上げ

○議長（須河 徹君） 本日の日程は終了いたしました、会議時間が相当残っております。

議事運営について、議会運営委員長及び副議長と協議のため、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時12分

○議長（須河 徹君） 休憩を解き、会議を継続します。

お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長ならびに副議長と協議の結果、議会運営委員会での協議のとおり、日程を繰り上げたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、日程を繰り上げることに決定いたしました。

◎議案第32号、議案第33号、議案第34号

○議長（須河 徹君） これより提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第32号、議案第33号、議案第34号について、質疑、討論、採決をいたします。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条のただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑をすることを許します。

まず最初に、議案第32号の質疑を許します。議案書1ページ。

ご質疑ありませんか。

3番、工藤議員。

○3番（工藤弘喜君） 3番、工藤です。それでは今回の補正に関わる32号について、まず1点、質問させていただきたいと思います。ページ数でいけば10ページになりますけれども、一番下段の消防費に関わることです。その中で、今回提案されている中身につきましては、建設事業ということで、委託料の中の5、100万円、これは別にどうこうってことでなくて、事前にいろんな協議も含めてわかっているんですが、今回この財源の問題も含めて、ちょっと質問したいんですが、これ町債で7ページの方に詳しく書かれていますけれども、緊防債と過疎債が、そこで充当し、さらにいわゆる一般財源としての持ち出しも含めてこの金額になるんですが、緊防債と過疎債のそれぞれの算出の根拠といたしますか、その内容について、少し詳しく説明をいただければいいかなというふうに思います。例えば面積だとか、用途だとか、そういったもので緊防債対象、あるいは過疎債対象ということになってきているのではないかなと思いますので、その辺ちょっと回答をいただきたいと思います。まずは1点だけ。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 起債の財源、消防の起債の財源内訳になりますけれども、これにつきましては、まずこの当時、1、100㎡を想定しておりまして、そのうちのですね、実施設計分ですね、5、100万円のうち実施設計分の3、200万円分がまず起債対象になります。そのうちですね、現消防庁舎の面積約600㎡、この分は1区分ということになりますので、この分は緊急防災減災対策債の分に充てていると。それと消防団

に当たる部分ですね、消防団が使う部分が300㎡ということで、消防団とその車庫ですね、車庫も含めて300㎡ということで、この分が過疎債の対象になりますので、過疎債を充てていると。その他の部分ですね、どちらにも含まれない200㎡は起債の対象外といった内訳になっておりまして、緊防債の部分が1,740万円、それから過疎債の部分が870万円ということで、それぞれ面積割で算出しているということになっております。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

5番、河端議員。

○5番（河端芳恵君） 今回のページの今の、10ページ、消防費の消防庁舎建設事業の実施設業務で5,100万円、これ出ておりますが、あそこの土地に関して、まだJAのものでし、乳検がありますし、その辺の土地の契約っていうんですか、そういうのはまだ予算上出てきてないんですが、それはどういうふうになっていきますか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ただいま、10ページの消防庁舎の関係の設計費についての関連で、底地というか、そちらの方はどうなるのかということでございました。現状でいきますと、民有地といえども公共的なJAきたみらいの所有地だということでございますので、内諾はいただいた中で進めさせていただいております。加えて議員言われるとこの用地費、補償費等については、今後も、これ強制買収ではございませんので、あくまで任意買収ということで、今後JAと詰めながら9月の定例会には提案をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

5番、河端議員。

○5番（河端芳恵君） 今回の関連ですが、底地が決定していない中で、こういう予算計上というのは、特には問題はないってことですか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 今回の事業につきましては、非常にタイトな日程ということもございまして、本来であれば、議員言われるとおりの、底地の処理も終わった中で進めるべきということになりますけども、そこは先ほども申し上げましたけども、きたみらい農協という形の、民有地といえども公共的なところの代表者の方にご了解もいただいた中で進めさせていただいているということをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

7番、山田議員。

○7番（山田日出夫君） 二つほどお聞きします。

今、河端議員から出た関係ですけど、私は消防庁舎に関しては、応援する立場で、全く異存は持ってませんけども、タイトな日程とはいいいながら、これはやっぱり早急に基本のことですから話を決めていただきたいなと思います。農協さんのことですから、善良な非常に町の行政に協力的なことだとは思いますが、それに甘えることなくですね、適価で契約を早急に結んでいただきたいなと思います。これは予算審議、本当はなじまないんですよ、これ、この質問ね。わかっているけど許されましたんで、私もさせていただきました。

2点目、8ページ、中段ですけども、2款、1項、8、企画費、コロナ関連の経営継続

支援事業補助金、これは全員協議会でも詳しく説明があり、おおむね理解させていただいておりますが、あの時点でも対象が複雑多岐にわたるということがあって、今後、詰めますという説明だったと思います。それで私が今、聞きたい対象の例として、一見、勤め人ふうに見えても、請負ふうに会社とつながっている人たちがいるんですよ。特にセールスを中心とした人、その証拠に確定申告の時は自営業の種類で申請する人、セールス多いと思う。完全に区分は個人営業主と一緒にですから、税法上も。その人を対象にしたかどうかを聞きたいと思います。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 1点目で10ページの消防庁舎の底地の関係で早めに処理すべきだということでした。こちらについては、決定したのが近々というか、近い時期に決定したということもありまして、そういった意味では、大枠の中の合意を得られたという段階でございますので、それは近々に交渉を行った上で、9月定例会、もしくは臨時会があれば臨時会の方でご提案を申し上げたいと思います。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 継続支援事業補助金の対象はということですが、全員協議会の方では概要を説明させていただいて、法人については、本町に法人登記があるものということで、あと個人については、本町に住所を有し、本町で事業拠点を置いており、令和元年分の所得税の確定申告をしているものということでしています。おそらく外交員ですとかってことだと思うんですけども、外交員でいけば事業所どこにあるかは別として、そこに属して、そこからということ、事業を行っているということになりますので、そのもとの事業主が町外であれば対象外ということで考えております。その所属していると、休業補償とかってことでもいただいていると思いますので、あくまでも事業の拠点が本町にあって、本町に住所を有しているものが対象ということで整理をさせていただきます。

○議長（須河 徹君） 7番、山田議員。

○7番（山田日出夫君） 内容はわかりました。全員協議会で私は意見というか、言ったと思うんですけども、ポイントは町民を救うという観点が大事だよと。コロナは、それだったら完全に経済対策だけに終わってしまいますよね、根拠がどこにあるか。北見の会社にぶら下がっている個人事業主の形態は対象外だということになると、町民を救うという、町民に対する手当だということが、これ一番大事なことが欠落するんでないですか。町長いかがですか。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 町民を守るということで、山田議員のおっしゃるとおり非常に大事なことはあるんですけども、今回については、経済対策ということでの支援になりますので、そのような整理をさせていただいたところでございます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、議案第32号の質疑を終了いたします。

次に、議案第33号の質疑を許します。議案書12ページ。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、議案第33号の質疑を終了いたします。
次に、議案第34号の質疑を許します。議案書16ページ。
ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、議案第34号の質疑を終了いたします。
以上をもって、一括議題の質疑を終了いたします。
これより一括議題の討論を行います。
討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。
まず、各案に対する反対討論の発言を許します。
討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 次に、各案に対する賛成討論の発言を許します。
討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、一括議題の議案第32号、議案第33号、議案第34号の採決をいたします。
討論のなかった案件については、一括採決をいたします。
議案第32号、議案第33号、議案第34号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。
よって、議案第32号、議案第33号、議案第34号は、いずれも原案のとおり可決されました。

◎議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号、
議案第40号

○議長(須河 徹君) これより、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に、議案第35号の質疑を行います。議案書21ページ、1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第35号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号の質疑を行います。議案書23ページ、1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第36号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号の質疑を行います。議案書28ページ、1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第37号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号の質疑を行います。議案書29ページ、1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第38号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号の質疑を行います。議案書30ページ、1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第39号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号の質疑を行います。議案書31ページ、1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第40号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程の議決

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

ただいま、余湖龍三君ほか4名から、意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書、同じく余湖龍三君ほか4名から、意見書案第2号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める要望意見書の件が提出されまし

た。

この際、これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よってこの際、意見書案第1号および意見書案第2号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ここで意見書の配布の関係から暫時休憩といたします。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時35分

○議長(須河 徹君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

◎意見書案第1号

○議長(須河 徹君) これより意見書案第1号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

余湖龍三君。

○8番(余湖龍三君) ただいま、議長のお許しをいただきましたので、意見書案第1号について、ご説明をいたします。

意見書案第1号

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和2年6月10日

訓子府町議会議長 須河 徹 様

提出者 訓子府町議会議員 余湖龍三

〃 仁木義人

〃 西森信夫

〃 山田日出夫

〃 西山由美子

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって、説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年6月10日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 須河 徹

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

財 務 大 臣 様
総 務 大 臣 様
文 部 科 学 大 臣 様
農 林 水 産 大 臣 様
経 済 産 業 大 臣 様
国 土 交 通 大 臣 様
環 境 大 臣 様
復 興 大 臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） これより質疑を行います。

質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第1号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第2号

○議長（須河 徹君） これより、意見書案第2号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、意見書案第2号について、ご説明をいたします。

意見書案第2号

新たな基本計画における農村振興の強化を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和2年6月10日

訓子府町議会議長 須 河 徹 様

提出者 訓子府町議会議員 余 湖 龍 三
" 仁 木 義 人
" 西 森 信 夫
" 山 田 日出夫

〃 西山由美子

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって、説明にかえさせていただきます。
次のページをお開きください。

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年6月10日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 須河 徹

内閣総理大臣 様
財務大臣 様
総務大臣 様
文部科学大臣 様
厚生労働大臣 様
農林水産大臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長(須河 徹君) これより質疑を行います。

質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第2号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

○議長(須河 徹君) 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(須河 徹君) これにて、令和2年第2回訓子府町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時47分